

茨城県公立高等学校事務職員研究会弔慰規定

第1条 弔慰金

会員が死亡の場合は，弔慰金として10,000円及び花輪一基を贈る。

第2条 会計

本規定の会費は，年間50円とする。

第3条 補則

本規定の改正及び廃止は，評議員会で行うものとする。

付 則

本規定は，平成22年5月7日から施行する。（平成22年4月1日適用）